

議案第 8 6 号

さいたま市農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市農村広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 6 月 8 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市農村広場条例の一部を改正する条例

さいたま市農村広場条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（業務） 第 2 条 農村広場は、次に掲げる業務を行う。 ～ [略] 前 3 号に掲げるもののほか、農村広場の設置の目的を達成するために必要な事項に関する<u>こと。</u></p> <p>（休業日） 第 4 条 [略] 2 市長は、<u>前項の規定にかかわらず</u>、農村広場の管理上必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>（利用者の資格） 第 6 条 農村広場を利用できる者は、次に掲げる者とする。 農業関係者 ・ [略] 農業の振興を図る目的で利用しようとする者 [略]</p>	<p>（業務） 第 2 条 農村広場は、次に掲げる業務を行う。 ～ [略] 前 3 号に掲げるもののほか、農村広場の設置の目的を達成するために必要な事項</p> <p>（休業日） 第 4 条 [略] 2 市長は、<u>前項に規定する休業日のほか</u>、農村広場の管理上必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>（利用者の資格） 第 6 条 農村広場を利用できる者は、次に掲げる者とする。 <u>市内に住所を有する</u>農業関係者 ・ [略] <u>市内に住所を有する者</u>で農業の振興を図る目的で利用しようとする<u>もの</u> [略]</p>

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は農村広場の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

[略]

偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

研修施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納期限までに納付しないとき。

[略]

2 [略]

(入場の禁止等)

第12条 市長は、農村広場の秩序を乱し、若しくは他の入場者に迷惑を及ぼし、若しくはこれらのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者の退場を命じることができる。

(利用料金)

第13条 利用者は、研修施設の利用の許可を受けたときは、指定管理者(第18条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第15条までにおいて同じ。)に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

研修施設の管理上特に必要があるため、その

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は農村広場の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

[略]

偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

使用料を納期限までに納付しないとき。

[略]

2 [略]

(使用料)

第12条 利用者は、研修施設を利用するときは、あらかじめ別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰することができない理由により、研修施設を利用することができない場合は、当該使用料の一部又は全部を還付することができる。

利用の許可を取り消したとき。

利用者の責めに帰ることができない理由により、研修施設を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 [略]

第17条 [略]

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、農村広場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

第2条に規定する業務

農村広場の施設及び設備の維持管理に関する業務

前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

第4条第1項の規定にかかわらず、農村広場の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うこと。

第5条本文の規定にかかわらず、農村広場の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、開場時間を変更すること。

第7条第1項の規定により、農村広場の利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。

第8条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は農村広場の管理上支障があるとき若しくは許可をすることが適当でないとき認めるときに、許可をしないこと。

第10条の規定により、既設の設備等を移動し、又は特別の設備をしようとするときに許可をすること。

第11条第1項の規定により、同項第1号が

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 [略]

第16条 [略]

ら第3号までのいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は農村広場の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

第12条の規定により、農村広場の秩序を乱し、若しくは他の入場者に迷惑を及ぼし、若しくはこれらのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者の退場を命じること。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第19条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が農村広場の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、研修施設の使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第13条第1項、第14条及び第15条の規定を準用する。この場合において、第13条第1項中「指定管理者(第18条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第15条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第20条 [略]

別表(第13条、第19条関係)

[略]

備考

- 1 市外居住者が研修施設を利用する場合の利用料金には、上記の表の利用料金に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)を加算する。
- 2 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 3 利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、延長時間1時間につき、規定利用料金の1時間当たりの額(10円未満の端数は、

第17条 [略]

別表(第12条関係)

[略]

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。
- 2 利用時間を延長して利用する場合の使用料は、延長時間1時間につき、規定使用料の1時間当たりの額(10円未満の端数は、切り

切り捨てる。)とする。

捨てる。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のさいたま市農村広場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさいたま市農村広場条例の相当規定によりなされたものとみなす。